

「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」 の活用について

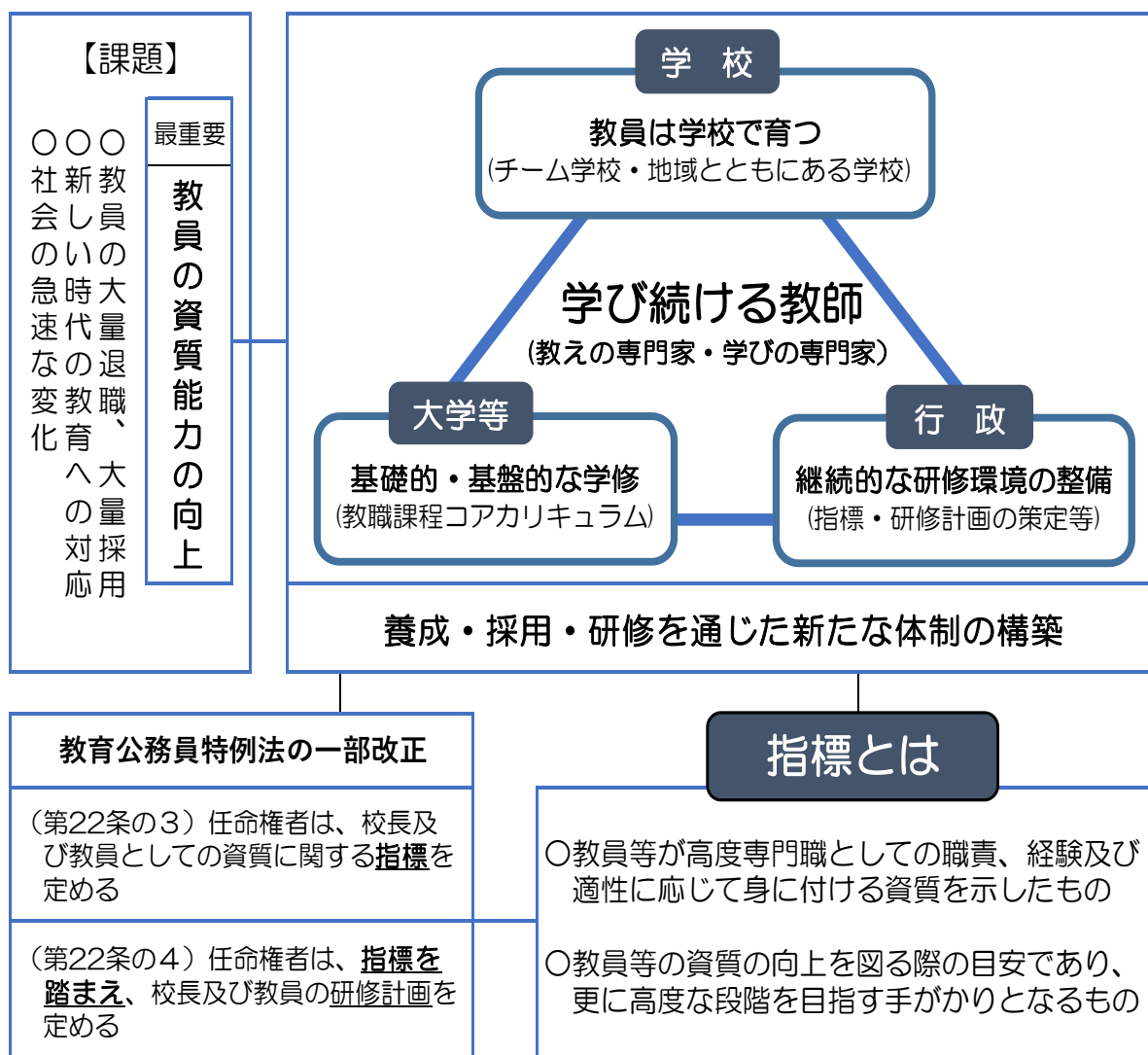
平成29年10月 長崎県教育委員会

1 教員等の資質の向上について

教員は、子どもたちの人格の完成を目指し、その成長・発達を支援するという重要な職責を担う高度専門職であり、いかに時代が変化しようとも、自らが子どもたちの道しるべとなるべく、その資質の向上を図り続けることが求められています。

平成29年4月1日、改正教育公務員特例法が施行され、任命権者には、「校長及び教員としての資質に関する指標」の策定が義務付けられました。

これを受け、長崎県教育委員会では、文部科学大臣が示す「指針」を参酌し、「指標策定に関する協議会」を経て、「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定しました。



2 「指標」の見方について

本県では、「教諭等」「養護教諭」「栄養教諭」「校長等」の4つの指標を策定しました。

	教諭等	養護教諭	栄養教諭	校長等
校種	小・中・高・特	小・中・高・特	小・中・特	小・中・高・特
職種	教諭、助教諭、指導教諭、主幹教諭	養護教諭	栄養教諭	校長、副校長、教頭、部主事

これらの指標の見方は、次のとおりです。

【教諭等】【養護教諭】【栄養教諭】用

○ 横軸には、経験年数ごとに第0から第4までのステージを置いてあります。

<例：教諭等>

長崎県 教員としての資質の向上に関する指標		職名	校種			
		教諭等	小中高特			
ステージ (求められる姿)	視点	第0ステージ 新採用期	第1ステージ 初任研～若手研 1～5年目	第2ステージ 若手研以降～中堅研 6年目～11年目	第3ステージ 中堅研以降～15年研 12年目～16年目	第4ステージ 17年目～ 17年研以降
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な業務を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的な業務に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な実践力を教職職に発揮する
(1) 教員に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先を示すとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる	法令遵守の精神を教職職に指導することができる	法令遵守の精神を教職職に指導することができる
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に取り組んでいる	自分や学校の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学庁（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職職の意見をとりまね、効果的に行うことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職職や指導助長を巻き込み、改善を図ることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員としての使命を認識し、児童生徒への教育的愛情をもちている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する意欲をもち、行動することができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の発展と行動力を高めることができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の発展と行動力を高めることができる
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特徴（地理、歴史、文化等）を理解し、愛郷をもちている	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えようとするとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えようとするとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる	長崎県が自分たちが住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを誇りにして児童生徒に伝えることができる	長崎県が自分たちが住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを誇りにして児童生徒に伝えることができる
	E 組織運営力 同僚性・協働性	学校担任の基本的役割と職務内容、学校組織の役割等を理解している	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科知識を踏まえ、児童生徒の個性や特性を把握しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科知識を踏まえ、児童生徒の個性や特性を把握しながら、実践することができる	教科経験や組織運営について、同僚性や協働性を発揮するとともに、その実践を評価し、改善につなげるることができる	教科経験や組織運営について、同僚性や協働性を発揮するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる
(2) 学校運営 連携・協働	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の役割を理解している	保護者、地域、関係機関等との連携に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等との連携に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	「近畿とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの構築ができる	「近畿とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの構築ができる
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教職職等の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる
	H 教科等に関する知識・教職	担当する教科等に関する基礎的な知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的な知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高め、指導に生かすことができる
(3) 教育課程 学習指導	I 授業観	学習指導要領の内容やカリキュラム・マスタメントの考え方を理解するとともに、授業実践に際しては授業設計の役割を身に付けている	カリキュラム・マスタメントの考え方を理解し、児童の学習意欲を喚起するなどの実践に活用する	カリキュラム・マスタメントの考え方を理解し、児童の学習意欲を喚起するなどの実践に活用する	学習指導要領及び自校の特色に基づき、カリキュラム・マスタメントの考え方を踏まえて指導計画を立案し、実践することができる	学習指導要領及び自校の特色に基づき、カリキュラム・マスタメントの考え方を踏まえて指導計画を立案し、実践することができる
	J 授業展開力	授業展開に必要な基礎的なスキルを理解するとともに、情報技術やICTを活用する基本的な能力を身に付けている	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させることにより、情報技術やICTの活用を活用した授業を展開することができる	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させることにより、情報技術やICTの活用を活用した授業を展開することができる	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させることにより、情報技術やICTの活用を活用した授業を展開することができる	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させることにより、情報技術やICTの活用を活用した授業を展開することができる
(4) 学級経営 児童生徒理解 生徒指導等	K 集団づくりの力	理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団づくりの力を理解している	学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる	学級全体の児童生徒の実態を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを推進することができる	学級全体の児童生徒の実態を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを推進することができる	学級全体の児童生徒の実態を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを推進することができる
	L 児童生徒理解力	教育相談の意義や理論、必要な基礎的知識（カウンセリング）について理解している	教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒の状況に応じた適切な対応の理解を深めようとする	教育相談や日々の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の理解を深めようとする	教育相談や日々の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の理解を深めようとする	望ましい教育相談の在り方や、日々の観察の視点に基づいて、教職職に指導助長をし、学校全体の児童生徒理解力を高めることができる
	M 個別の児童生徒への対応力	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や校内の連携をもち、対応の在り方を理解している	個々の児童生徒の状況を理解し、児童教師からの助言や指導をもち、必要に応じて適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を理解し、児童教師からの助言や指導をもち、必要に応じて適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を理解し、児童教師からの助言や指導をもち、必要に応じて適切な指導や支援をすることができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応力を高め、指導者や関係機関と連携し、生徒指導体制を強化することができる
(5) 特別支援教育	N 児童生徒の将来を導く力	キャリア教育の意義や中・高・高専の連携の重要性を認識し、児童生徒の夢や希望、志をもちつづける環境をもちいる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や希望、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や希望、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や希望、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や希望、志を育む学習や体験を仕組むことができる
	O 特別な対応を必要とする児童生徒への指導力	特別支援教育の意義や発達障害等について理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の実態に応じた適切な対応を行うことができる	障害特性や対応方法について理解し、個々の実態に応じた適切な対応を行うことができる	障害特性や対応方法について理解し、個々の実態に応じた適切な対応を行うことができる	障害特性や対応方法について理解し、個々の実態に応じた適切な対応を行うことができる

縦軸には、「求められる姿」の視点を置いてあります。

○ この視点は、文部科学大臣が示す「指針」を受け、「学習指導要領」「長崎県教職員研修体系要綱」「教職課程」「アカリキユラム」及び「本県の特性や課題」等を踏まえて設定しています。

各ステージの終了までに身に付けたい資質を、視点ごとに目標の形で表現しています。例えば、第1ステージの各指標については、5年目までにその資質を身に付けるという見方をします。

【校長等】用

○ 校長は、組織の最高責任者であり、求められる資質能力は経験年数、組織の大小等にかかわらず共通のものであることから、複数のステージは設けていません。

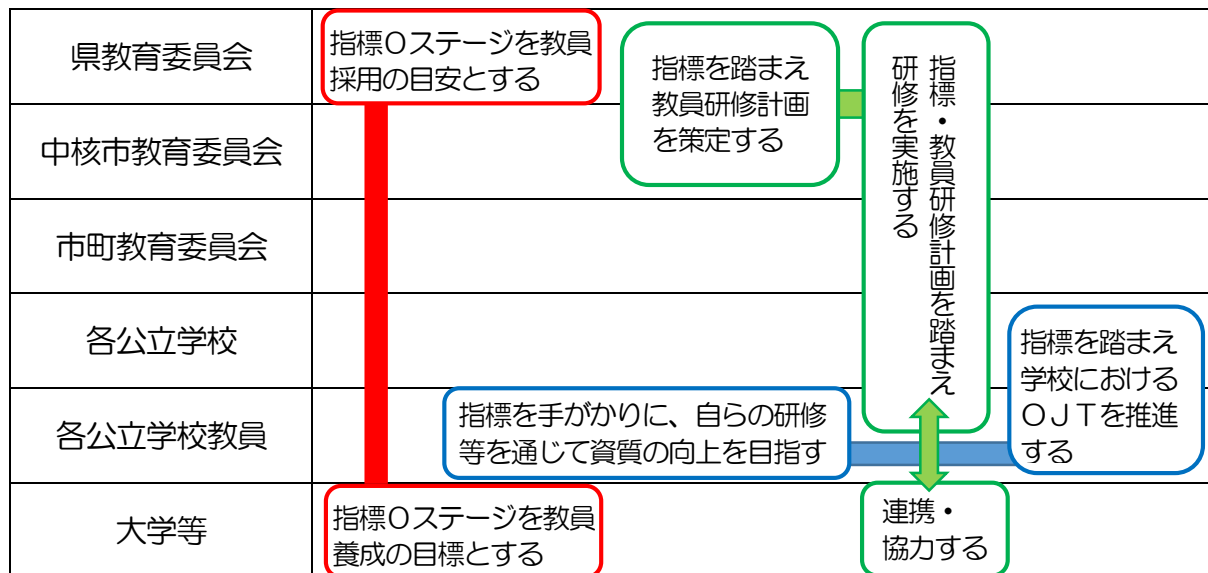
○ ○ 縦軸には、「求められる姿（資質能力）」の視点を置いています。
 ○ この視点は、文部科学大臣が示す「指針」を受け、「学習指導要領」「長崎県教職員研修体系要綱」及び「本県の特性や課題」等を踏まえて設定しています。

長崎県 校長等としての資質の向上に関する指標		職名	校種	
		校長等	小中高特	
求められる姿 視 点		管理職員として取り組むべき課題		
(1) 高い 識見	A 教育理念	学校の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を監督し、学校経営を展開する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修と自らの経験を踏まえた教育理念の形成 ○ 人間理解と洞察力の深化 ○ 教育理念を踏まえた学校経営の構想 	
	B 社会的視野	人間理解と深い洞察に基づく教育理念をもち、その理念の実現に向けた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の動向の把握 ○ 国や県・市町等の教育施策等の理解 ○ 教育施策等に応じた取組の構想と実践 	
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	時代の変化をとらえ、国内外の動向及び教育行政施策等の内容を理解するとともに、学校経営に反映させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職員の職務の理解 ○ 県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待の把握 	
	D 長崎県への郷土愛	管理職員としての深い自覚のもと、県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待を受け止めた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「夢・憧れ・志」を育む取組についての理解 ○ 地域の実態を踏まえた自校ならではの取組の構想と実践 	
(2) 組織 マネジメント	E ビジョンや目標の 設定と検証	地域を理解し、その実態を踏まえた、「夢・憧れ・志」を育む教育活動を展開することを通して、ふるさと長崎県に誇りをもつ児童生徒を育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自校の実態の分析 ○ ビジョンや目標の設定とPDCAサイクルでの実践 ○ 教職員の適材適所の配置 	
	F 服務管理	自校の現状を適切に分析したうえで、ビジョンや目標を設定するとともに、その実現に向け、教職員のよさを生かした組織的運営や進捗管理をするとともに、その検証を行い、改善を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職務上、身分上の監督の意義や在り方の理解 ○ 不祥事背景の理解と根絶のための不断の取組 ○ 働きやすい職場の条件整備 ○ 関係法規、学習指導要領、通知・通達等の理解 	
	G 人材育成	遵守すべき服務について、適切に指導監督をし、コンプライアンスを徹底するとともに、個々の心身の健康に配慮した学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教職員の能力や課題の適正な把握 ○ 授業や校務分掌等、日々の指導の実践 ○ 教職員への教育理念の継承 	
	H 保護者・地域・関係 機関等との連携	個々の教職員を適正に評価し、その能力や課題に応じて指導するとともに、次代の教育を担う人材を発掘し、計画的に育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域とともにある学校」の理念の理解 ○ 保護者や地域住民等の意見や要望等の把握と教育活動への参加促進 ○ 様々な広報手段の開拓と活用 ○ 児童福祉等の関係機関や地域団体等との連携 	
	I 危機管理	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者や地域住民等の意見や要望等を把握し、的確に対処するとともに、学校の教育活動への参加を促し、外部人材を適切に活用することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自校の実態に応じた学校安全計画や危機管理マニュアルの作成 ○ 学校安全の確保に向けた各施策の教職員への周知と指導 ○ いじめ、体罰及びハラスメントの未然防止 	
	J 事務管理	学校経営方針に基づき、効率的・効果的な予算編成や事務処理をするとともに、適正に執行管理をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営方針に基づく予算編成と執行 ○ ICT機器の活用等効率的・効果的な事務処理体制の構築 ○ 働き方改革やコスト意識等に関する教職員への指導 ○ 組織的な管理、監査による適正な執行管理 	
	K 教育課程の管理	学校経営方針に基づき、効率的・効果的な予算編成や事務処理をするとともに、適正に執行管理をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会に開かれた教育課程」の理念の理解 ○ 研修環境の整備及び校内研修に係る指導助言 ○ 全校的なPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメント ○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善 	
	L 生徒指導 教育相談	日々の授業実践や校内研修を充実させ、PDCAサイクルに基づくカリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上の自校の課題の把握 ○ 教職員の児童生徒理解力と対応力の向上 ○ 校内指導・支援体制の強化 ○ 児童福祉や警察、医療等の関係機関との連携 ○ 「学校いじめ防止基本方針」の策定と実践 	
	M 特別支援教育	小中高	生徒指導上の諸問題や、児童生徒の悩み等に対応できる教職員の能力を高め、校内の指導・支援体制を機能させることともに、必要に応じて関係機関との連携を適切に図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の理念の理解 ○ 個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った対応の推進 ○ 「インクルーシブ教育システム」の構築 ○ 福祉や医療等の関係機関及び特別支援学校との連携
		特	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の理念の理解 ○ 個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った専門的な対応の推進 ○ 「インクルーシブ教育システム」の構築 ○ 福祉や医療等の関係機関及び小・中・高等学校との連携 ○ 特別支援教育のセンター的機能の発揮

○ 各指標を踏まえ、校長等が継続的に取り組むべき課題を設定しています。管理職員（校長、副校長、教頭、部主事）は、日頃からこの課題を意識し、自身の資質の向上を図るものとしています。

3 「指標」の活用について

本指標は、「教員の養成・採用・研修」の一体的取組の促進と個々の教員等の資質能力の向上のために活用します。



<具体的な活用方法>

■管理職員として

- ① OJTにおける指導助言
- ② 目標管理の面談等
- ③ 校内研修の推進
- ④ 校内における初任者研修等の指導
- ⑤ 教育センター等の校外研修の奨励

■教員等として

- ① 各ステージにおける教員として求められる姿の把握
 - ② 定期的な自己評価と自身の状況の明確化
 - ③ 自身の課題改善やさらに高度な段階を目指す取組の実践
(OJT、自主研修、校内研修、法定研修及び校外研修 等)
- ※ PDCAサイクルに基づき資質能力の向上を目指す。

【留意すること】

- 指標は、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとする。
- 指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意する。
(教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)から)

<参考>

(1) 「指標」及び「指標の活用について」は以下に掲載しています。

http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/?page_id=55

(2) 関係法規・通知等

- ① 「教育公務員特例法」(一部改正 H29.4.1)
- ② 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について」(H29.3.31 通知)
- ③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(H27.12.21 中教審答申)